

令和 7 年 6 月 12 日現在

機関番号：26401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2022～2024

課題番号：22K01952

研究課題名（和文）外国人労働者受入れ拡大に備えた社会保障制度の適用要件の再検討 日台比較をとおして

研究課題名（英文）Reexamination of the Requirements for Social Protection System Coverage in Preparing for the Increase in the Number of Foreign Workers: The Comparison between Taiwan and Japan

研究代表者

根岸 忠（NEGISHI, Tadashi）

高知県立大学・文化学部・准教授

研究者番号：10535777

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,400,000円

研究成果の概要（和文）：我が国は、2019年4月に改正出入国管理及び難民認定法の施行により在留資格「特定技能」を設け、外国人労働者への門戸を開放したことから、既存の制度、特に社会保障制度を大きく変える必要がある。その一方、台湾は、1989年から受入れており、さらなる受入れ拡大がみこまれるが、当該労働者への社会保障制度の適用をめくり議論が続けられている。

本研究は、日台両国の外国人労働者への社会保障の適用に関する比較研究を通じて、彼らへの適用をどのように行うべきか明らかにしようとしたものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

外国人への社会保障制度の適用にあたって、我が国においては、被用者保険では適法に在留資格を有し、就労している者には日本人と同一の制度を適用しているのに対し、（生活保護を除き）それ以外の制度では3か月を超えて滞在するみこみのある者を適用対象としている。翻って、台湾では、医療保険や年金等の社会保険は、制度の性質や在留資格等を考慮して適用する一方、税を主な財源とする社会扶助制度（社会福祉サービス等）は、戸籍の存する直轄市・市・県に申請することになるため、戸籍を有しない外国人は、事実上、排除される結果となっている。

育成就労の創設を控えている日本にとって、本研究は大きな社会的意義があるものとする。

研究成果の概要（英文）：Since Japan opened its doors to foreign workers in April 2019 by establishing the "Specified Skilled Worker System" residence status under the revised Immigration Control and Refugee Recognition Act, it is necessary to make major changes to existing systems, especially the social protection system. On the other hand, Taiwan has been accepting foreign workers since 1989 and is expected to further expand its acceptance of foreign workers, but there is ongoing debate over the application of the social protection system to these workers.

This study attempts to clarify how the social protection system should be applied to foreign workers in Taiwan and Japan through a comparative study of the coverage for foreign workers in both countries.

研究分野：社会保障法

キーワード：外国人労働者 台湾 社会保障

## 様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

我が国では、建前では外国人労働者の受入れを慎重に判断するとしながら、人手不足解消への対応から、実際には、近時、そのなかでも非熟練労働者のさらなる受入れがなされている。まず、技能実習生が2017年11月から最長5年滞在することができるようになり、また、2019年4月には在留資格「特定技能1号」(最長5年滞在可能であるが、家族の帯同はできない)及び「特定技能2号」(在留期間の制限はなく、永住や家族の帯同ができる)が創設された。

さらに、高度人材等の熟練労働者については、かねてより将来的に永住も可能であり、家族の帯同もできたが、その数はさほど多くはなかった。しかし、2021年4月に「特定技能2号」に基づく受入れが始まったことにより、今後、我が国に永住する外国人労働者は増えることから、受入れ数が多くなかった時代に作られた既存の制度を大きく変える必要がある。

一方、同じように、外国人労働者受入れの拡大を行っている国として台湾がある。台湾は1989年以来、非熟練労働者の受入れを積極的に行い、2020年には70万人を超えるまでに増加している。その台湾においても、受入れ以来、既存の制度をめぐってさまざまな議論やその改正がなされてきたが、その中心となり、現在も議論が続いている問題として、社会保障制度の適用のあり方がある。

日本よりも早く受入れている台湾では外国人労働者への社会保障制度の適用のあり方が議論の中心となっているが、日本と台湾を比較すると、その取扱いは大きく異なる。日本は、1980年に難民の地位に関する条約を批准した結果、社会保障法令にそれまでであった国籍条項の多くを削除し、基本的には日本人と同一の制度を外国人労働者にも適用している。一方、台湾は、年金等の当該制度の性質、在留資格の違い、在留期間の長短により適用するか否かを分けており、さらに、2021年7月に、社会保障に関して外国人労働者を優遇する措置を実施するために、外国専門人材の招致及び雇用に關する法律(外國專業人才延攬及僱用法)が改正された。

このように、台湾は1989年以来外国人労働者のなかでも非熟練労働者を正面から受入れた後、外国人労働者への社会保障制度適用のあり方につき長年にわたる議論がある。しかし、その根拠となる法制度にまで立ち入った考察はなされておらず、さらに、日台の外国人労働者への社会保障制度の適用をめぐる考え方やその差異を明らかにした上で、我が国での同労働者への同制度の適用のあり方をめぐる議論に資するような検討はなされてこなかった。

### 2. 研究の目的

日台での外国人労働者への社会保障の適用をめぐる法政策を探求することにより、日台両国の政府による従来の政策が十分だったのか明らかにした上で、当該労働者への社会保障の適用はいかになされるべきか提示することを目的とする。

### 3. 研究の方法

まず、日本及び台湾での外国人労働者の受入れにあたり、社会保障制度の適用をめぐるいかなる議論がなされ、どのように検討されたか明らかにするため、国会(台湾では立法院)の議事録を精査し、さらに、彼らへの社会保障制度の適用状況を調査した政府の統計資料及び当該問題につき執筆された論文の収集及び分析を行った。この問題については、社会保障論や社会福祉学を含め、法学分野に限らない文献を収集した。

ついで、文献や統計資料の解析で得られた知見がはたして正しいのか検証するため、聞き取り調査を行った。その際には、社会保障法専攻の法学研究者はもちろんのこと、実態調査を行った

社会保障論や社会福祉学の研究者、中央政府（衛生福利部社會保險司）や台灣國際勞工協會等の外国人支援組織を訪れ、聞き取り調査を行った。

#### 4．研究成果

日台ともに、基本的には、適法に国内に在留資格を有する外国人に対して、制度によって異なるが、日本人・台湾人と同一の制度を適用しようとしている。もっとも、その適用要件を仔細に検討すると、以下に述べるように、日台で異なる基準によって適用を決定していることが明らかになった。

我が国では、外国人を適用対象外とする社会保障立法は、生活保護法を除き存在しない。各社会保障立法の適用要件を見ると、健康保険・厚生年金等の被用者保険では適法に在留資格を有する者は、日本人と同一の制度が適用されるが、国民健康保険・介護保険等の住民保険では、3か月を超えて滞在する外国人には適用される。また、税を主な財源とする社会扶助制度では、生活保護を除き、社会福祉サービスや児童手当等の社会手当も、住民保険と同様に、3か月を超えて在留資格を有する外国人に適用される。

一方、台湾では、社会保険は、制度の性質（医療や労災といった、労働者にとって必要性が高いか、労働者保険や新旧制度双方を含む退職金のような長期保険か国民健康保険のような短期保険か）や在留資格（台湾人と婚姻し、一定程度長期間滞在する見込みがあるか、永住資格を有するか否か）を考慮している。多くの社会扶助制度では「戸籍を管轄する役所に申請する」旨法令で定められているため、戸籍を有しない外国人は、事実上これら制度から排除されていることがわかった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 根岸 忠	4. 巻 L2410004
2. 論文標題 外国人と社会保障法の適用 国内に居住する外国人の増加をふまえて	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 有斐閣オンラインロージャーナル	6. 最初と最後の頁 1-7
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根岸 忠	4. 巻 69
2. 論文標題 台湾における外国人労働者への社会保障法の適用：立法院での外国人労働者への適用をめぐる議論の検討をとおして	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 開発法学の再検討（関西大学法学研究所研究叢書）	6. 最初と最後の頁 59-78
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.32286/0002000957	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 根岸 忠	4. 巻 14・15
2. 論文標題 台湾における外国人への社会保障制度の適用 - 社会保険に焦点をあてて	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 アジア法研究 2020/2021	6. 最初と最後の頁 175-187
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 根岸 忠
2. 発表標題 台湾における外国人の受入れ拡大と社会保障法適用のあり方
3. 学会等名 日本法政学会第140回研究会
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 根岸 忠
2. 発表標題 日台外國労働者之労働保障與社會安全
3. 学会等名 日台外國労働者之労働保障與社會安全座談會（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 根岸 忠
2. 発表標題 台湾における外国人労働者への社会保障法の適用 社会保険法に焦点をあてて
3. 学会等名 台湾史研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 根岸 忠
2. 発表標題 日本移工與社會保險之適用
3. 学会等名 國立空中大學「社會與法律」系列專題講座(38)（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------